年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 26 件

国民年金関係 10件

厚生年金関係 16 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

平成9年3月27日にA市B区役所に行き、窓口で同年3月分の国民年金保険料を現金で納めた。現在、その時に受け取った領収書は見当たらない。その際、窓口の係員に年金手帳の「国民年金の記録」の欄に日付を書いてもらった。また、その時、別の窓口にCさんという友人のお母さん(私は「Cママ」と呼んでいる。)がいたので挨拶をして帰った。その日の日記には「区役所に年金のことで行ったら、Cママがいた。」と記載している。その日の日記と年金手帳のコピーを提出するので、申立期間の国民年金保険料を納めたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成9年3月24日から同年3月30日までの日記の写しには、A市立小学校の講師の仕事の終了と再採用をめぐる出来事が具体的に記載されており、同年3月27日の欄には、申立てどおりの記述があることから、同日に申立人がA市B区役所に行ったことが確認でき、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間後の4回の厚生年金保険から国民年金への切替 手続を適切に行い、国民年金保険料もすべて納付しており、申立人の納付意識 の高さがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年3月まで

② 昭和51年10月から52年3月まで

私が 27 歳の時、主人が亡くなったので0歳と2歳の子供を育てながらA社でセールスをして頑張り、セールス成績がB地区で1位、全国で4位になり、30歳代で所長となるなど生活も安定してきたので、昭和 50年 12月ごろに国民年金に加入した。

C市D区の「E」さんが、3か月ごとに国民年金保険料の集金に来ていたが、国民年金に限らずどんな支払に関しても今日まで一度も滞ったことはない。ビルや貸家など何軒も購入している。

平成8年から人工透析をするようになり、役所の女性の方が国民年金を 20年は掛けているから掛けなくてよいと保険料納付にストップをかけてく れた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付し、又は法定免除を受けている上、申立期間①は、申立人が昭和50年12月に国民年金に任意加入した直後からの4か月間であり、任意加入した申立人が加入直後の国民年金保険料を未納のままとすることは考え難い。

また、申立期間②については、直前の昭和 51 年4月から同年9月までの期間及び直後の 52 年4月から同年6月の期間は現年度納付されており、申立期間②の6か月間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②当時、D区役所には「E」という嘱託職員が在籍し、 国民年金保険料の集金を担当していたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年1月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和44年1月

私は、A社を昭和 44 年1月に退職して、同年9月のB社に勤めている時に結婚が決まり、45 年3月に婚姻してからはC町(現在は、D市)に住んでいる。

結婚した時にC町役場に行き国民年金の加入手続をし、B社では厚生年金保険に加入していなかったと思っていたので、A社を辞めてからのすべての期間の国民年金保険料を納付したはずだと思っていた。

その後、平成 17 年にB社の厚生年金保険期間が分かり、その期間も国民年金保険料を納付していたので、昭和 44 年9月から 45 年1月までの期間の国民年金保険料を還付された。

すべての期間の国民年金保険料を納めたと思っていたのに、昭和 44 年1月の国民年金保険料が未納になっている。当時の行政の手続ミスだと思われるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間は1か月と短期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、昭和 45 年 3 月に国民年金の加入手続をし、同年 2 月から保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間と重複する昭和 44 年 9 月 から 45 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたことを踏まえると、申立 期間の 1 か月についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から52年3月まで

② 昭和52年7月から53年3月まで

③ 昭和53年10月から60年6月まで

結婚前の期間については、母が私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。また、昭和53年1月に結婚した後は、私が家計を管理しており、国民年金保険料及び国民健康保険料は、毎月、私たち夫婦二人分を自分で金融機関において振り込んでいた。さらに、申立期間②及び③については、夫の記録は国民年金保険料が納付済みで、自分の記録だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、9か月と比較的短期間であり、当該期間の前後の期間は国民年金保険料が納付されている上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫は当該期間の保険料が納付されていること、及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。
- 2 申立期間①については、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月1日に払い出されていることが確認でき、この時点では、当該期間のうち、49年8月から51年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は当時の納付状況等を明確に記憶しておらず、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

3 申立期間③については、申立人は昭和 57 年にB県からC県に転居したと記憶しているところ、A社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が国民年金被保険者資格を55 年7月 19日に喪失している旨の記録が確認できる上、申立人が保管するA社会保険事務所の払い出した年金手帳の住所変更欄には、C県に転居した旨の記録が確認できず、住所変更に係る手続が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 61 年 3 月 17 日に職権により払い出されている旨の記録が確認でき、この時点において、当該期間のうち、53 年 10 月から 58 年 12 月までの期間は当該手帳記号番号では時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその夫に係る税理事務を担当していたとする税理士事務所が保管する、その夫に係る昭和 58 年及び 59 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の金額は、当時の一人分の国民年金保険料に相当する金額と同額であることが確認できる。

- 4 申立期間①及び③については、申立人及びその母親が申立人の国民年金保 険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無い上、 申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当 たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から31年1月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店 に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社C支店(A社に係るD県内の統括窓口支店)が提出した「被保険者台帳」、申立人が提出した永年勤続表彰状及び同僚の供述などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 30 年5月1日にA社E支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における 昭和31年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「根拠資料は無いものの、保険料を控除し社会保険事務所に納付していたものと推定できる。」としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和 31 年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年5月から同年12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1460

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 49 年 7 月 1 日に、厚生年金保険被保険者 資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認めら れることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記 録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

昭和48年1月4日からA社(現在は、B社)の正社員となり、49年6月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっている。

社会保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、失業保険被保険者離職票の記録、B社が提出した「健康保険厚生年金被保険者名簿」及び「雇用保険被保険者名簿」の記録、並びに同僚の供述により、申立人がA社に昭和49年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和47年7月20日から申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の3年後である52年6月30日までの間に同資格を喪失した者は、申立人を除き15人確認でき、このうち11人が1日喪失となっており、申立人と同様の月末喪失者は確認できない上、B社が提出した「健康保険厚生年金被保険者名簿」によれば、11人についてはいずれも社会保険事務所の記録と一致する1日喪失と記録されていることが確認できるところ、申立人についても、同社保管の

名簿においてこれら 11 人と同様に被保険者資格喪失日が1日と記録されていることを踏まえると、申立人が49年6月30日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、昭和 49 年7月1日に厚生年金保険被保険者 資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。 なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 1461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

技術者及び店のマネージャーとして勤めていたB県C市にあるA社を昭和55年5月31日に退職して、転居先のD市役所で年金加入期間に空白が生じないように説明を受け、国民年金及び国民健康保険の加入手続をして保険料を納付したにもかかわらず、年金保険料の未納月が生じていた。

厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を訂正して、申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間直前の期間についてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、i)社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により名前が確認できる同僚の一人が、「当時申立人は、突然退職したのではなく、事業主と前々から退職日について打ち合せを行っており、申立人は月末で退職した。」と供述し、他の複数の同僚が月末の1日前で辞めることは考えられないと供述していること、ii)同社退職後の国民年金第1号被保険者資格取得日が、平成2年10月23日に昭和55年6月1日から同年5月31日へ訂正されており、当時、申立人が転入したD市役所では、何らかの資格喪失証明書をもって国民年金の被保険者資格取得日を認定していたと回答していることから判断すると、申立人が同社に同年5月31日まで継続して勤務していたものと認められる。

また、上記同僚が保管する昭和 56 年2月から同年4月までの期間に係る給与明細書によれば、同人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年4月 28 日となっているにもかかわらず、退職月を含むすべての月に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社では、資格喪失日が月末前3日以内の日となっている者が多数確認できるところ、これらの者から聴取した結果、本来資格喪失日が翌月1日とされる月末まで勤めていたと複数の同僚が供述し、このうち、退職時に保険料が控除されていたと供述する者も確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年4月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主にも照会したが回答は無く、当時の事情を聴取することはできないが、上記のとおり、月末まで勤務し、当該月に係る厚生年金保険料も控除されていたと思われる者について、事業主が資格喪失日を月末であると届け出ていた状況がうかがえることから、申立人についても、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と演することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協同組合における資格取得日に係る記録を昭和35年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月31日から36年3月1日まで 昭和34年4月にB社に入社し、A協同組合の事務所内にあった、同社C 営業所で勤務していたが、35年12月31日から、組合長理事の指示により A協同組合に異動し、37年7月20日まで継続して勤務していた。

勤務先の事業所名が変更しただけであり、同じ事務所内で継続して同じ業務に従事していたにもかかわらず、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が確認できなかったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C営業所における厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚の 供述、及び申立人が同じ業務に従事していたとして名前を挙げた同僚が、申立 期間と同一年度内の昭和 35 年 5 月 1 日に同社における厚生年金保険の被保険 者資格を喪失し、同日付けでA協同組合における被保険者資格を取得し、厚生 年金保険の被保険者期間が継続していることが確認できることなどから判断す ると、申立人は、同じ事務所内の、同一グループ事業所であるB社からA協同 組合に継続して勤務し(昭和 35 年 12 月 31 日にB社からA協同組合に異動)、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認め られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協同組合における

資格取得時である昭和 36 年 3 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、A協同組合は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなく なっており、事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺 事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1463

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録のうち、平成 16 年 9 月から 17 年 1 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、平成 16 年 9 月は 20 万円、同年 10 月から 17 年 1 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から17年10月1日まで

申立期間について、社会保険庁の記録にある標準報酬月額を基に算出した 厚生年金保険料額より多い保険料額が給与から控除されていたことが、自 分が保管する当時の給与明細票で確認できる。

控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年9月は20万円、同年10月から17年1月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主からの回答が無く不明であり、このほかに確認で きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成 14 年 7 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 16 年 8 月までの期間及び 17 年 2 月から同年 9 月までの期間については、給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、これらの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、平成14年11月については、申立人が主張する標準報酬 月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事 実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、事業主は、「この期間の賃金台帳等の資料が無い。」と回答していることから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 16 年8月から 17 年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から17年8月まで

私は、A社で技師として勤務し、給与は、平成10年10月から13年12月までの期間については38万円、14年1月から17年8月までの期間については48万円を受け取っていたが、同社が社会保険事務所に届けている標準報酬月額は、控除されていた厚生年金保険料額と比べると低すぎる。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 16年11月分から17年1月分までの給与明細書において確認できる報酬月 額及び保険料控除額から、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額を41 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成16年8月から同年10月までの期間については、社会保険庁の記録において、同年7月から、標準報酬月額が28万円か

ら38万円に変更されており、かつ、その記録が同年11月以降も継続していること、同年11月分の給与明細書から標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、及び市民税・県民税納税通知書の社会保険料額等から判断すると、同年8月から同年10月までの標準報酬月額は、当該期間直後の標準報酬月額と同額であったと推認できることから、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ「当時の資料は保管していないため不明である。」と回答しているが、申立事業所が厚生年金保険の届出事務等を委託していた社会保険労務士事務所が保管する平成10年から17年までの算定基礎届により届け出た標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 14 年 2 月、16 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 17 年 2 月から同年 8 月までの期間については、給与明細書において確認で きる申立人の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険 事務所で記録されている標準報酬月額と同額であると認められることから、 特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、平成10年10月から14年1月までの期間、同年3月から16年3月までの期間及び同年7月については、市民税・県民税納税通知書の保険料額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に相当する保険料額とはほぼ同額であると推認できる上、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、事業主は、「当時の関係資料を保管しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しており、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年12月まで

昭和 49 年2月、結婚と同時にA市に転入届を提出した際、同市の担当職員から国民年金への任意加入を勧められた。当時、国民年金保険料は町内の班長による集金で納付し、私も班長を務めて、国民年金保険料を集金して区長宅へ持って行ったことがある。国民年金保険料は町内の集金であったので、国民年金保険料を納付し忘れることなく、きっちり納付した記憶がある。

20 歳での結婚で、当時の国民年金保険料の納付が大変であった記憶がある。

申立期間が納付済みの記録になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和 52 年1月に払い出されていることが推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳(電子記録)及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和52年1月8日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間はさかのぼって国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料月額は、申立期間当時の国民年金保険料月額と大きく相違する上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から 15 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から15年7月まで

私が障害基礎年金を受給していた申立期間は、記録上、法定免除期間とされている。障害基礎年金の受給手続は姉がしてくれたが、法定免除の届出をした憶えは無く、法定免除とされる期間の国民年金保険料は、定期的に納付した。

平成元年4月からの国民健康保険料と国民年金保険料は両親が納付しており、両親が亡くなってから 15 年7月までの国民年金保険料は、私がA市役所の入口から入って左の会計窓口横にあった銀行に国民健康保険料と一緒に納付した。納付書は市役所から送付され、納付した際の領収書と年金手帳は盗まれた。

申立期間の国民年金保険料は納付しており、免除期間はなかったはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成元年4月 25 日において障害基礎年金の受給資格を取得していることが確認できる上、申立人は、法定免除期間である申立期間の国民年金保険料の納付書が、A市役所から送付されていたと主張するが、同市役所では、「法定免除期間中の国民年金保険料納付書は発行しない。」と回答していることからも、申立人に納付書が発行されたとは考え難い上、14 年4月以降については、同市役所では国民年金保険料納付書を発行しておらず、同納付書の発行は社会保険事務所が行うこととなるが、同事務所において、申立人への納付書の発行履歴は確認できない。

また、申立人、その長姉及び両親が申立期間の国民年金保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期

間の保険料を納付したとする両親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から58年3月まで

私は、平成4年に国民年金追納勧奨状が送られてきたので、国民年金保険料を納付するためにA市B区役所に行ったら、窓口の男性職員に「この窓口で支払っていいですよ。」と言われ、支払を済ませたが、何の書類も記入されていなかったので不思議に思い「領収書か何か無いでしょうか。」と聞くと、男性職員は「そういうものはありません。それが、普通なんですよ。ここですることに間違いはありません。」と言われた。

A市B区役所のこの窓口は外に特別に作られたような所で、周りには人はいなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していたC市に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金保険料明細表によると、申立人は、20歳到達時に、国民年金の加入手続及び申請免除手続がなされたものの、その後、当該免除期間の国民年金保険料が追納されなかったことから、平成4年1月10日に、当時の申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が、申立期間に係る国民年金追納勧奨状を発行していることが確認できる。

また、申立人は、平成4年に送られてきた国民年金追納勧奨状により、A市B区役所の仮設の窓口に現金で保険料を追納したと供述しているものの、保険料の追納については、社会保険事務所に追納の申込みをし、追納納付書が作成された後に、当該納付書で納付する必要があるが、同市B区の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録には、申立人が、追納の申込み及び保険料を追納した事跡は無い上、同市B区役所での調べにより、仮設の窓口が

設けられていたのは、申立人が同市B区に転居した平成元年の庁舎建替中であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を追納していたことを 示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民 年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

昭和 52 年8月ごろA県B市役所で国民年金の加入手続をしたが、国民年金保険料は納めていなかった。53 年になっても保険料を納めることができなかったため、同市役所で国民年金の保険料の申請免除の手続を行ったところ、昭和 53 年度分は免除が認められた。

昭和53年10月に結婚をして、夫の仕事の関係で首都圏のC市に転居し6か月住んでいたが、転居してすぐに国民年金に任意加入し、保険料を納付していた。

夫がC市からD県E市に転勤になり、生活に余裕も出てきたことから、年金手帳などを持って同市役所か近くの郵便局で、申請免除のままとなっていた申立期間の国民年金保険料を納付した。

年金の記録を確認する機会があり確認したところ、申請免除していた期間が未納になっていたことが信じられない。申立期間の保険料は納付しているので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳及びB市役所で受け取った申請免除を認める書面を持って申請免除された国民年金保険料をE市役所あるいは自宅近くの郵便局で納付したと供述しているものの、免除期間の国民年金保険料を追納する場合、社会保険事務所に追納申込みを行い、同事務所から送付される追納納付書によって金融機関で納付することとなっており、申立人が供述する方法では追納することはできなかったと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人から追納申込みがなされた形跡は見当たらず、E市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳においても

申立期間は申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、追納した時期、金額等の記憶は明確ではない上、申立 期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、日記等) が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる 事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

私は、昭和48年10月ごろ、雇主である伯父と共に国民年金の加入手続を A市役所で行った。その当時は、伯父宅で同居していたが、その伯父宅に 同市役所の国民年金の担当課から、保険料納付書が送られてきたので、3 か月ごとに自宅近くのB郵便局で保険料を納付した。

しかし、私の保険料は昭和 50 年4月から納付済みとされている。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金管理台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年2月ごろに払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が提出した年金手帳は、49 年 11 月以降に交付された様式の年金手帳であることから、申立人が 20 歳到達時に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、日記等)が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納 付に関する申立人の記憶は明確ではなく、このほか、申立人が申立期間に係る 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間及び58年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで

② 昭和58年4月から同年8月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を免除した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、免除の申請をしていたは ずなので、未納とされている記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をしたと主張しているが、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、当該期間に同居していた申立人の夫の国民年金保険料納付記録も、申立人の保険料納付記録と同様に未納であることが確認できる。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市B区役所C出張所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の夫の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料は申請免除になっている記録が確認できるものの、申立人については、戸籍の附票により、58年3月にA市B区Dから同区Eへ転居していることが確認でき、この転居に伴い、申立人の居住地を管轄する行政機関が同市B区役所C出張所から同市B区役所に変更され、申立人の夫が居住していたA市B区Dを管轄する行政機関と異なっており、申立人がその夫と一緒に当該期間の免除申請を行っていたとは考えにくい。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたこ

とを示す関連資料(日記等)は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から同年11月までの期間及び56年6月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から同年11月まで

② 昭和56年6月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 42 年に両親に勧められ、A市役所で国民年金の任意加入手続をして、 申立期間の国民年金保険料は納付書により金融機関で納付していた。

私は几帳面な性格で転居、退職の都度、市区町村役場の担当窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてきたので、申立期間が納付済みでなく未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和 49 年 9 月及び 56 年 6 月に国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する 国民年金手帳により、申立期間①後の 49 年 12 月 27 日及び申立期間②後の 57 年 4 月 17 日にそれぞれ任意加入により国民年金被保険者資格を取得している 記録が確認できるとともに、社会保険庁の記録においても、申立期間はいずれ も国民年金の未加入とされている期間であることを踏まえると、厚生年金保険 被保険者資格喪失後の切替手続を行っていたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年12月までの期間及び59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から58年12月まで

② 昭和59年4月

申立期間については、自営業を営んでおり、国民年金保険料は自分と夫の分を一緒に口座振替で納付していた。夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の 国民年金手帳記号番号が、昭和58年11月に払い出されていることが確認でき、 この時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付すること ができない上、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって口座振替で納付する ことはできなかったと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、自身及び夫の国民年金保険料を一緒に口座振替で納付したと主張しているところ、A市B区役所の記録によると、申立人及びその夫が国民年金保険料を口座振替で納付するようになったのは、昭和 62 年度からであること、並びに当該期間に係る国民年金保険料について、申立人及びその夫の納付方法を登録した欄には、異なる納付方法が記録されていることが確認でき、申立人及びその夫の納付方法が異なっていたことが推認されることを踏まえると、当該期間に係る申立人の夫の国民年金保険料が納付されていることが申立人の主張を裏付けるものとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 41 年 2 月までの期間、42 年 2 月から同年 5 月までの期間、42 年 12 月から 43 年 5 月までの期間、44 年 1 月から同年 2 月までの期間、44 年 3 月から 47 年 11 月までの期間、48 年 9 月から 50 年 9 月までの期間及び 51 年 6 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から41年2月まで

- ② 昭和42年2月から同年5月まで
- ③ 昭和42年12月から43年5月まで
- ④ 昭和44年1月及び同年2月
- ⑤ 昭和44年3月から47年11月まで
- ⑥ 昭和48年9月から50年9月まで
- (7) 昭和51年6月から53年3月まで

昭和 51 年から 55 年ごろまでの間に、A市B区役所から封書で通知があったので同区役所に出向いたところ、担当の職員が、「国民年金保険料の未納期間がある。未納の分の保険料をまとめて納付すると、今までの未納期間が無くなる。」旨を説明したので、十万円未満の国民年金保険料を納付したことを憶えている。

また、当時、借金をして保険料を納付したことから、返済するのに貸主に大変迷惑をかけたことも憶えている。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国 民年金手帳記号番号は、昭和60年11月ごろにその妻と連番で払い出されてい ることが確認でき、この時点では、すべての申立期間は時効により国民年金保 険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い 出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、同市B区役所の勧めにより昭和 51 年から 55 年ごろまでの間に申立期間の国民年金保険料をすべて納付したと主張しているところ、当時は、第3回特例納付の実施期間中ではあるものの、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の額は、すべての申立期間の特例納付に必要な国民年金保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人は、在日外国人であり、国民年金の国籍要件が撤廃され、日本国内に住所を有する外国人が国民年金の被保険者とされるのは、昭和 57 年 1月1日からであることを踏まえると、申立人は、すべての申立期間に国民年金に加入することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほか、すべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月、2年2月から同年3月までの期間、2年7月から同年 11 月までの期間及び3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月

② 平成2年2月及び同年3月

③ 平成2年7月から同年11月まで

④ 平成3年2月

平成元年 10 月に結婚してからは、私の国民年金保険料は元妻が納付していたが、申立期間については、国民年金保険料が未納であるとの納付勧奨状が届いたので、私が申立期間の国民年金保険料を平成4年1月及び5年11月にまとめて納付した。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、平成4年1月及び5年 11 月にまとめて納付しているので、保険料の未納は無い。」旨を主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成3年4月及び同年5月、同年7月から同年10月までの期間並びに同年12月の国民年金保険料を4年1月 18 日に現年度納付し、同年1月から5年2月までの国民年金保険料を同年11月2日に過年度納付していることは確認できるが、4年1月18日の納付の時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、5年11月2日の納付の時点では、申立期間①から④は既に時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市B区役所の職員にすべての申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、すべての申立期間の国民年金保険料につ

いては、平成4年1月 18 日の時点では、過年度納付となることから、制度上、 同市B区役所において保険料を収納することは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の元妻についても、 すべての申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡厚生年金 事案 1465

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年1月まで

② 昭和63年3月から同年6月まで

③ 昭和63年8月から同年11月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において勤務していた各申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。申立期間①については、B県C市で製品製造業務に、申立期間②については、D県E市で部品製造業務に、申立期間③については、F県G市で部品製造業務に従事していた。これら申立期間においては、社会保険料等が控除され、健康保険被保険者証も発行されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、「申立期間については、既に書類の保存期間が経過しているため、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた従業員二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、正社員であれば社会保険に加入していたと思う。」、「申立人に係る記憶は無いが、期間労働者の3分の1は社会保険に加入していなかったと思う。給与の手取り額を多くしたい者は加入していなかった。また、採用後すぐに退職する者が多くいたので、試用期間もあったと思う。」と供述していることから、当時、同事業所ではすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

なお、申立人が名字を挙げた同僚について、社会保険庁のオンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないほか、社会保険庁のオンライン記録によれば、同事業所の関連会社であるH社、I社及びJ社においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1466 (事案 390 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から35年2月1日まで

② 昭和35年11月1日から37年3月1日まで

③ 昭和37年3月10日から41年12月21日まで

社会保険事務所の記録では、昭和33年8月から41年12月にかけて勤務したA社、B社及びC社(現在は、D社E所)における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

当時は社会保険事務所の場所も知らず、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した事実も無く、納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたC社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険資格喪失日前後1年以内に資格喪失している29人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、25人について資格喪失後約1か月から6か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についても事業主による代理請求がなされたのではないかと考えられることのほか、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、当該事業所に勤務していた申立人の同僚7人に聴取したところ、一人は、「申立人と一緒に勤務した記憶がある。当時、勤務期間が短い人は、勤務した期間の厚生年金保険について、一時金として精算するしかないと言われ、

当然に脱退手当金を受給していた記憶がある。」、残りの6人は、「申立人に 係る記憶は無いものの、当時、女性の多くが脱退手当金を受給していた記憶が ある。」と供述している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から37年6月23日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務 していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務して いたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社と合併したB社の人事労務管理会社であるC社D所が提出した「採用者名簿」において、申立人の採用日が昭和 36 年8月1日となっていることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、C社D所が提出した「健康保険厚生年金被保険者台帳」において、申立人の被保険者資格取得日は、採用日から10か月後の昭和37年6月1日となっているものの、資格喪失日も同日となっていることが確認できる上、申立人の前後に記載されている同僚7人は、いずれも、資格取得日は同日とされ、かつ、備考欄に番号が記載されており、当該番号は、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号と一致し、欠番は無いのに対し、申立人の備考欄には番号が記載されていないことが確認できる。このことについて、C社D所では、「採用者名簿及び健康保険厚生年金被保険者台帳から、申立人が在籍していたことは確認できるが、同台帳に記載された申立人の資格取得日及び資格喪失日が同日となっていることから、何らかの事情により、社会保険事務所に対し厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。このほかに申立人に係る当時の関係資料を保存していないため、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

また、「採用者名簿」において申立人の前後に記載されている同僚 15 人について、厚生年金保険被保険者記録を確認した結果、A社における被保険者記録が確認できる者は4人であるが、いずれも、資格取得日は採用日から 10 か月後の昭和 37 年6月1日となっていることが確認できる上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶は無いと供述しており、それぞれ、「私は昭和 36 年9月に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は 37 年6月1日になっている。当時、半年から1年程度の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、

「私は昭和 36 年 10 月に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は 37 年 6 月となっており、当時、試用期間があったと思う。」、「私は昭和 36 年に入社したが、当時、1年程度の試用期間があったと思う。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月15日から39年9月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金として支給した旨の回答があったが、同事業所の退職時には、脱退手当金に関する説明は一切無かった。

私は、脱退手当金を受給した記憶は無く、ただ支給済みという説明だけでは納得がいかないので、調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 39 年から同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 44 年 6 月までに被保険者資格を喪失した女性被保険者 26 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、17 人に支給記録が確認でき、そのうち 14 人には被保険者資格喪失後 1 年以内に支給決定日の記録があること、及び脱退手当金の支給記録がある同僚のうち、連絡が取れた一人は、「退職時に事業主から脱退手当金の説明があり、その請求手続は会社が行った。」と供述していることを踏まえると、同事業所においては事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和40年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月9日から同年9月30日まで

② 昭和47年1月6日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に係る記録は昭和47年2月1日からとなっている旨の回答であったが、私が転職の度に記入している年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録」には、申立期間においても同事業所に係る加入記録の記載が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年5月9日から同年9月5日までの期間については、公共職業安定所の雇用保険情報により、申立人のA社C出張所に係る記録が確認できるが、社会保険庁の記録により、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、管轄法務局に照会したところ、当該事業所に係る商業・法人登記簿は確認できない旨の回答であった。

また、社会保険庁の記録により、申立てに係る厚生年金保険の適用事業所としてA社B支店が確認できるが、社会保険事務所が保管する同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において申立人に係る記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、公共職業安定所の雇用保険情報により、申立人は 昭和47年1月11日にD県内の事業所において雇用保険の被保険者資格を取 得していることが確認できるが、社会保険事務所が保管するA社B支店に 係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年2月1日であることが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、被保険者資格の取得日が申立人と同日の者が7人、昭和46年12月1日に同資格を取得した者が10人確認できるほか、多数の厚生年金保険被保険者についても各月の1日に同資格を取得していることが確認できることから、当該事業所においては、入社した従業員を月始めに厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。さらに、A社B支店は当該期間に係る関連資料は無いとしている上、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認することができない。

3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「事業所に勤めた期間を忘れないよう、転職の度に、 その記録を年金手帳に記入していた。」と主張しているが、厚生年金保険 について年金手帳が交付されたのは昭和49年11月であり、申立期間に係る 年金手帳の記載はそれ以降に記入されたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年9月まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の記録が無いとの回答であった。

勤務していたことには間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所において、申立人が所属していたB営業所の責任者であった上司の供述、当該上司が採用した3人の部下の供述、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、当該上司の資格取得日は、入社日から8か月以上後となっており、二人の部下の資格取得日は、いずれも自身の入社日から3か月以上後となっていることから、当該事業所は、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、平成 17 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料を保管していない上、当時の事業主は死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月27日から同年12月末まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A協同組 合連合会B施設に勤務していた昭和39年9月27日から同年12月末までの 期間の加入記録が確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A協同組合連合会B施設に勤務した経緯を日記に詳細に記録しており、日記に記載された上司二人の名前が、C協同組合連合会(昭和 47 年 3 月にA協同組合連合会とD協同組合連合会が合併して設立)が保管するA協同組合連合会の職員名簿で確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A協同組合連合会B施設は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、昭和34年1月1日にE共済組合が設立されたことに伴い、A協同組合連合会は同年1月2日に、同F支所は同年2月2日に、いずれも申立期間前に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

また、E共済組合では、「採用時の雇用形態が不明であり、当組合への加入資格があったかどうか分からない。当時の『組合員資格取得届』を確認したが当組合への加入記録は確認できない。正規職員として採用されていれば、法の規定により共済組合員資格を取得させなければならない。」と回答しており、C協同組合連合会も、「当時の発令簿に申立人に該当する氏名は無く、申立人の在籍は不明である。」と回答するとともに、「E共済組合員であれば当然加入となるF健康保険組合にも、申立人の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人は同僚の正確な名前を記憶していない上、申立期間におい

てA協同組合連合会に係るE共済組合員資格を有する者から聴取しても、B施設の状況について確認することはできない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月28日から62年2月ごろまで

A社B鉱業所に勤務していた期間のうち、残務整理に従事していた昭和61年11月28日から62年2月ごろまでの期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元上司の供述から、期間の特定はできないものの、 申立人がA社B鉱業所の閉山後の残務整理に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 61 年 11 月 28 日と記録されており、同日以後、資格を再取得した記録は確認できない上、被保険者資格喪失に伴い、健康保険の任意継続被保険者であった記録が確認できる。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人のA社B 鉱業所における離職日は昭和61年11月27日であり、当該記録は、申立人の 厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

さらに、申立人と同様に昭和 61 年 11 月 28 日に被保険者資格を喪失し、申立人と同じ残務整理業務に従事していたと供述する4人は、当該残務整理業務に従事していた期間は厚生年金保険の被保険者期間としては記録されていない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立期間は国民年金保険料の納付済期間として記録されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年10月31日まで

② 平成5年10月31日から11年10月1日まで

申立期間①について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成4年8月1日から標準報酬月額が32万円から9万8,000円に引き下げられているとの回答を受けた。

当時の書類は残っていないが、A社の役員として役員報酬が下げられた記憶は無く、記録に誤りがあるので、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②について、A社は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、7年12月1日に再度適用事業所として記録されているが、同社が適用事業所でなくなった記憶が無い。

A社が適用事業所に該当しなくなったと記録されている平成5年10月31日からB社において被保険者資格を取得した11年10月1日までの期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人に係る平成4年8月1日の標準報酬月額の月額変更は、当該日から8か月後の5年3月11日に、事業主である申立人の夫と従業員一人と共に行われているが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる同年10月31日よりも前のことであり、

いったん決定した記録をさかのぼって訂正する等の処理が行われていたことも確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立てに係るA社の取締役である申立人は、「6月下旬には決算が出来上がるので、当時は、主人も私も、決算内容を承知しており、保険料の金額に変化があれば、認識し理解できる立場にあった。」と供述し、また、同社の代表取締役である申立人の夫は、「二人は決算内容を認識し理解できる立場にあり、今までも、決算内容により役員報酬を上げ下げしている。」との供述があり、このことにより、申立期間①当時、事業主は、当時の決算状況に基づき、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていた可能性がうかがえる。

さらに、平成5年3月時点での被保険者は、事業主と申立人の二人だけであり、決算を組んだと推認される者も既に死亡しているため、当事者以外に当時の状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①における厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①について厚生年金保険被保険者としてその主張する標 準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことを認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、申立期間中の平成 5年10月31日から7年11月30日までの期間においては、A社は厚生年 金保険の適用事業所ではなく、申立人は、同社が適用事業所に該当しなく なった日である5年10月31日と同日に、当該時点での申立人以外の唯一 の被保険者であり、事業主である申立人の夫と共に、被保険者資格を喪失 している。

また、i) 申立人の夫が、上記被保険者資格喪失に伴い、平成7年 10 月 31 日までの2年間について、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できるところ、申立人は夫の被扶養者とされていることが確認でき、当該2年間は、申立人の国民年金保険料の未納期間と符合すること、ii) 申立人の7年 11 月分の国民年金保険料は、過年度納付期限間際の、申立期間中である9年 12 月に納付されていることが確認できること、iii) 7年 12 月 1 日から申立期間②の終期である 11 年 10 月 1 日の前日までの期間については、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格取得に伴い、申立人

については、国民年金の第3号被保険者期間と記録されていることから判断すると、申立人及びその夫も、申立期間②について、当時、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことを承知していたものと認められる上、事業主でもある申立人の夫は、「会社に資金が無く、給与を出せないときに、妻を国民年金の第3号被保険者として手続をしたことがある。また、健康保険の任意継続被保険者資格を取得したかどうかの定かな記憶は無いが、2年間も夫婦とも健康保険証を所持していないことは考えられないので、妻を扶養家族にして、自分が同資格を取得したことは十分に考えられる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から54年1月15日まで 社会保険事務所にA社(社会保険事務所が保管する事業所情報によれば、 昭和54年8月1日にB社に名称変更)に勤務していた期間について年金の 加入記録を照会したところ、14か月の加入との回答であったが、5年以上 勤務しているにもかかわらず14か月加入との記録には納得できないので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部においてのみA社における厚生年金保険の被保険者記録を有し、申立人と同様の仕事に従事していたと供述する同僚二人から聴取しても、「店舗には 10 人くらいの従業員がいたが、申立人の名前は全く聞き覚えが無い。」との供述しかなく、その他の同僚から聴取しても、申立人が申立期間において勤務していたことが推認できる供述は得られない。

また、i)申立人と同じ業務に従事していた者一人を含む同僚3人から、「自分の被保険者記録は1か月しかないが、1年弱くらいは在籍したはずだ。」、「自分は2年半くらい勤めていたが、記録は1年しか無い。」、「自分は昭和49年くらいから5年か6年くらい勤務したが、加入記録は昭和53年からの2年間しかなかった。」と供述していること、ii)申立人が名前を挙げた同僚について、申立人は「自分より先に入社していた。」と供述しているが、当該同僚がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立期間中の昭和51年1月1日であること、iii)申立人が当時の事業所の責任者ではないかと記憶している同僚の被保険者期間と申立人の被保険者期間に重複期間は無いことなどから、事業主は、従業員の、すべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和54年1月15日と記録されており、申立期間において、申立人の被保険者記録は確認できない上、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、雇用保険の被保険者資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主二人のうち一人については複数の同僚が既に死亡していると供述しており、残る一人は「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しており、労務担当者についても、親族が20年以上前に死亡していると供述しており、当時の事情を確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで 申立期間の厚生年金保険加入記録が無いが、当該期間はA社に勤務して おり、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の鮮明な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所を承継する B社も、「当時の関係資料が保存されていない。」と回答していることから、 申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実につい て確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が名前を挙げている6人の同僚のうち、4人の被保険者記録は確認できるが、いずれも申立人より先に入社した年配者であり、このうち聴取できた二人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述はなく、申立人が申立人と同年齢で同時期に入社したとする残りの二人については、姓のみの記憶であり、同名簿において姓が一致する者を確認することができない上、他の同僚からも回答を得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿では、申立期間における申立人の被保険者記録 は確認できず、同名簿において当該期間に係る健康保険の整理番号に欠番が無 いことから、申立人のみの記録が欠落したものとは考え難い上、同名簿におい て被保険者記録が確認できる者の旧厚生年金保険被保険者台帳には、当該事業 所に係る記載がある一方、申立人に係る同台帳の存在は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月21日から49年8月1日まで 私は、昭和48年5月21日にA社に入社したが、社会保険事務所の記録で は、49年8月1日に厚生年金保険に加入したことになっており、申立期間 の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは間違い ないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる上司及び複数の同僚の供述並びに申立人が所持する 退職所得源泉徴収票から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し ていたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、当時、当該事業所の総務担当であったとして名前を挙げる同僚は、「自分が厚生年金保険に係る各種の届出を社会保険事務所に行っていた。申立人が昭和 49 年8月1日に厚生年金保険に加入した理由については、詳細は定かでないが、当時、親会社との関係があって、厚生年金保険の適用を受けることができなかったと記憶している。」と供述している。

また、当時、申立人とともに当該事業所の立ち上げに携わったとする申立人の上司は、「申立期間は、関連会社のB社(現在は、C社)からの出向者を含めて、4人か5人くらいで開業準備を行っていた。」と供述していること、及び社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和49年8月1日であることが確認できることを踏まえると、申立期間においては、当該事業所の従業員は5人未満であったと考えられ、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人とほぼ同時期の48年8月及び同年10月15日に入

社している同僚二人は、当該事業所が厚生年金保険の適用を受けた 49 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は明確ではない上、 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間 における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見 当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から47年8月24日まで

- ② 昭和47年8月24日から同年12月31日まで
- ③ 昭和51年10月1日から52年7月31日まで
- ④ 昭和58年10月1日から59年7月31日まで
- ⑤ 昭和62年10月1日から63年7月31日まで
- ⑥ 平成2年8月1日から3年7月31日まで
- ⑦ 平成6年11月1日から7年7月31日まで
- ⑧ 平成9年10月1日から11年9月30日まで

社会保険事務所の記録では、長期にわたって標準報酬月額が変動していない期間、前の時期より下がっている期間があることから、標準報酬月額が正しく記録されていないと思う。申立期間以外の期間について、記録が誤っていたことが判明し訂正されているので、申立期間についても調査の上、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間③から⑧までについては、申立事業所が保管する賃金台帳の厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録(被保険者記録照会回答票)の標準報酬月額との相違を比較検討したところ、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間①及び②については、申立事業所では賃金台帳を保管していない上、当時の状況についての供述を得ることができないことから、申立て

に係る事実を確認することができない。なお、当該期間においては、社会保険 事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申 立人の標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬 月額は一致している。

さらに、申立人が、すべての申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年6月1日まで 私は、A社に昭和61年8月から平成2年5月まで継続して勤務していた が、厚生年金保険被保険者期間に空白があることに納得できない。申立期 間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間において A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時、当該事業所において経理事務を担当していた取締役、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚3人は、いずれも「会社は、社員全員を社会保険に加入させてはいなかった。」、「女性が多い職場であり、フルタイム勤務の従業員の中には本人の希望や家庭の事情で社会保険に入っていない人が多かった。」等と供述していることを踏まえると、事業主は、従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。また、当該被保険者名簿によれば、申立人は、昭和61年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、62年1月10日に申立人の健康保険証が返納されていることを示す記録が確認できる上、申立人が当該事業所において同年6月1日に同資格を再取得した際には、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が付与されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から平成16年12月1日まで A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 実際の給与支給額に比べ低い額となっている。標準報酬月額の記録を実際 の支給額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する 29 か月分の給与明細書のうち 16 か月分(平成7年5月、同年7月、8年4月、同年6月、同年8月、9年4月から同年7月までの期間、10年4月、12年7月、13年4月から同年5月までの期間、同年7月、15年4月、同年7月)に係る給与支給額については、その支給額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当該各月の給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額との相違を比較検討したところ、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない期間については、事業主は報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与台帳等の関連資料を保管していないことから、申立てに係る事実を確認することができない上、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年9月10日まで

A社(現在は、B社)に継続して勤務していたはずであるが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人が名前を挙げる同僚二人のうち一人は、「申立人を承知している。申立人は事務の仕事をしていたが、勤務していた期間は長くはなかった。」と供述しているものの、申立人が名前を挙げる他の同僚一人及び社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚4人は、「申立人を承知していない。」と供述している上、B社は、「当時の経営陣はすべて亡くなっており、当時のことを知る者はいない。また、当時の関連資料も無く、申立ての事実は分からない。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立事業所における申立人の被保険者資格取得日は昭和20年10月10日及び同喪失日は21年4月1日であること、並びに22年9月10日に同資格を再取得していることが確認できるとともに、当該被保険者資格の再取得時には、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が付与されている

ことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。